

令和2年度高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県建設業活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、若者をはじめ広く県民に対する建設業の重要性や魅力の発信、入職・定着の促進や技術開発の支援など、働き方改革に向けた取組を含む建設業の活性化に繋がる取組を支援し、これにより、建設業の担い手不足を解消するなど、将来にわたる社会資本整備や災害対応を担う建設業を振興するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、建設業者若しくはその関連事業者又はそれらに従事する者によって構成される高知県内の区域を単位とする法人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、別表に掲げるものに該当する場合を除く。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、設立目的、事業実績、組織体制、財務状況等の面で補助事業を適切に行うことができると知事が認める法人

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う、広く県民に対する建設業の重要性や魅力を発信する事業、若年者の入職・定着促進に繋がる事業又は建設業に関わる技術開発を支援するための取組で、知事が必要かつ適当であると認める事業とする。

(補助率及び補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、前条に規定する補助事業に要する経費で、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、並びに使用料及び賃借料その他知事が必要であると認める経費とし、補助率は、2分の1以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに税の滞納がないことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明ら

かでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付に際して、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。）をしようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更交付申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に書面で報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による補助金交付申請書又は前条第1号の補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、補助金の交付又は変更が適当であると認めるときは、補助金の交付又は変更を決定し、当該補助事業者に対して通知するものとする。

2 知事は、第6条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったとき、これ

を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の補助事業等実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、これを支払うものとする。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(報告、検査等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は資料の提出その他必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日の属する年の翌年の5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号、同条第7号から第9号まで、第9条第3項、第12条、

第 13 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

名称

代表者名

印

生年月日

補助金交付申請書

令和2年度高知県建設業活性化事業費補助金を受けたいので、令和2年度高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書
(納税義務がない場合は、申立書（様式自由）)
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
(要綱第3条第1項第2号に該当する者にあつては、定款、登記簿謄本、組織図、直近3年の財務諸表及び補助対象事業に類する事業の実績が分かる資料を添付すること)

事業計画書（変更事業計画書・事業報告書）

（単位：円）

事業内容	補助対象 事業費	補助申請 金額	着手予定日 （着手日）	完了予定日 （完了日）	備考
合 計					

収支予算書

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
計		

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
計		

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

名 称
代 表 者 名

印

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者名 印

補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 指令 第 号で交付の決定を受けました高知県建設業活性化事業費補助金について、下記のとおり内容を変更したいので令和2年度高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により申請します。

記

- 1 事業内容変更事項及びその理由
- 2 変更交付申請額等

(単位：千円)

変更交付申請額	既交付決定額	差引き金額

- 3 添付書類
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) 収支変更予算書

収支変更予算書

収 入

(単位：円)

科目	予算額		備考
	変更前	変更後	
計			

支 出

(単位：円)

科目	予算額		備考 (事業ごとの内訳を記入してください。)
	変更前	変更後	
計			

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業者名
代表者名

印

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者名 印

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 指令 第 号で(変更)交付の決定を受けました高知県建設業活性化事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さるよう令和2年度高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 事業中止（廃止）の内容

第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者名 印

実績報告書

令和 年 月 日付け 指令 第 号で(変更)交付の決定を受けました高知県建設業活性化事業費補助金の実績を令和2年度高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出関係書類
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

収支決算（見込み）書

収 入

(金額：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引き金額	備 考
計				

支 出

(金額：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引き金額	備 考
計				

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

名 称
代 表 者 名

印

第 5 号様式（第 9 条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者名 印

高知県建設業活性化事業費補助金に係る消費税
仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 指令 第 号で(変更)交付の決定を受けました高知県建設業活性化事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等について、令和 2 年度高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 国税還付金振込通知書写しその他参考となる資料を添えてください。